

文教福祉常任委員会会議録

令和2年6月2日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、中川副委員長

山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、細川委員、岸本委員、柳田委員、
太田委員

関口議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、長岡高齢介護課長、仲手川副主幹

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事
(付託議案)

1. 議案第28号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
2. 議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正について

午後3時01分 開会

【横手委員長】 それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

先ほど採決いたしました議案第29号におきまして、資料につきまして、数字の誤りがございました。その部分につきまして訂正の説明を担当部署からしていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 皆様、お忙しいところ、度々の委員会開催、大変申し訳ございません。午前中に開催いただきました文教福祉常任委員会におきまして、付託議案2、議案第29号の介護保険条例の一部改正の説明をさせていただき、ご承認をいただいたところでございますが、委員会終了後に参考資料02-2の6ページの減免具体例の資料につきまして、誤りが見つかりましたので、訂正させていただきたく、大変申し訳ございませんが、改めてご説明させていただきたいと思います。訂正箇所につきましては、長岡課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、議案第29号 寒川町介護保険条例の一部改正についてのご説明の際に誤りがございました。資料02-2（参考資料）介護保険条例の一部改正についての6ページ、主たる生計維持者（イコール第1号被保険者）の収入が減少した場合の減免具体例におきまして、数値の誤りがございました。その資料のページの下に記載のあります減免額の算定式の中ほど、免除の割合が「10分の8」とございましたが、正しくは「10分の10」でした。これを正して計算しますと、減免額は「6万2,280円」となります。そして減免後の賦課額は「7万930円引く6万2,280円で8,650円」となります。正しい資料におきまして修正箇所は黄色で表してございます。大変申し訳ございませんでした。

【横手委員長】 以上、訂正説明となりますが、この点につきまして何か疑問点がございます方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまの執行部からの説明を発言訂正ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 では、それは皆様からご了解いただきましたので、これにて文教福祉常任委員会を終了させていただきます。どうもすみません。本当にありがとうございました。

午後3時04分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 横 手 晃